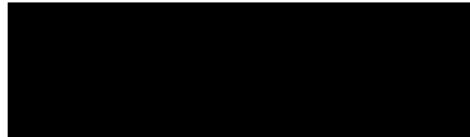


平成 25 年 5 月 27 日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

請願者



生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例（案）に関する請願書

1. 要旨

6月定例会にて提案される予定の生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案)(以下、条例案)について、第4条第3項を下記のように修正していただきたく、審査のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

(市民参加及び市民との連携)

第4条

(第1項及び第2項略)

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、請願にあってはこれを審議又は審査するにあたり、提出者から申出があったときは、特段の理由がない限り、提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

2. 理由

条例案第4条において、請願につき、「委員会で認められれば、参考人として出席することができます。」との解説が付されております。また、これまで議員が請願者の参考人招致を求めて拒否された事例がない旨、4月27日に行われました条例案の説明会にて説明を受けました。

しかしながら、市議会として市民参加を進めるのであれば、提出者による趣旨説明及び提出者に対する質疑応答は、委員会が必要と判断した場合にその要求によるのではなく、提出者の申出により行うものとすべきと考えます。

また、これまでできなかったことを実施するものですので、提出者の意見を聴く機会を設ける旨を明文化すべきと考えます。

以上